

2025年度事業計画（要旨）

財団の事業運営にあたっては、関係機関から技能実習制度や特定技能制度の適正な運営が求められていること、また、新設される育成就労制度では「監理支援機関」の許可基準や運営要領が厳格化されるため、コンプライアンスをベースに事業を展開します。

また、改正公益法人法の施行にあたっては、財務規律の緩和や行政手続きなどが簡素化されますが、一方ではガバナンスが強化されることから、法改正の趣旨をふまえ対処していきます。

技能実習事業では、実習生の減少が予想されるため、育成就労制度移行後の事業基盤強化を見据え事業の拡大に向け全力を傾注します。また、特定技能支援事業においても実習生の減少をカバーするため、技能実習終了者の受け入れ拡大と新規企業の開拓に取り組みます。

育成就労制度と特定技能制度の関係では、関係省令が交付されるとともに、育成就労制度の分野別運用方針が決定されるなど、制度の詳細が明らかになります。これから施行までの期間、対策と準備に取り組むとともに、組織や事業体制の見直しの必要性を検証します。

人材育成事業の展開にあたっては、人材育成の視点を各事業の中心に据え、アジア各国で働く者の福祉と生活向上に寄与するとともに、母国で活躍する人材の育成と共生社会の実現を目指します。また、「SDGs（持続可能な開発目標）」について役職員一人ひとりが理解を深めつつ、その達成ゴールである2030年に向けて事業を展開していくこととします。

事業協議訪日団の招へいと同訪中団の派遣について、本年度は、職工中心との相互交流を継続し、共同事業や相互協力のあり方について引き続き協議します。

また、服務中心に対して訪日団の派遣を再要請するとともに、財団訪中団派遣時の対面での協議やオンライン会談を開催して今後の共同事業への関わり方や連携の在り方について検討します。

調査研究活動では、2019年度にインドネシア・ミャンマー2カ国調査を実施しましたが、2020年度以降はコロナウイルスやその後の財政状況等をふまえ実施を先送りしてきました。本年度は、アジア各国のコロナ後の社会労働事情を調査するとともに、技能実習事業や特定技能支援事業における送り出し機関の評価づくりに資するよう2カ国程度を対象に労働

事情調査団の派遣を検討します。

その他、実習生等の日本語教育の推進などの一般事業にも取り組みます。

これから制度の見直しにより転換期を迎えることから、これまでの経験を活かしながら全員の力を合わせて取り組みます。このため、職員の労働条件の改善を図るとともに、必要となる財団の事業の改革を進めます。また、予算の機動的な運用や積立金の在り方を検討しながら組織の持続性を追求していきます。

私たちは、今までそうでしたが、これからも、「ひとつつながる」「ひとをささえる」「ひとをそだてる」の3つのキーワードを旗として変革期の事業を展開してまいります。